

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月29日
【会社名】	株式会社東京通信
【英訳名】	Tokyo Tsushin, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 C E O 古屋 佑樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番9号
【電話番号】	03-6452-4523 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 赤堀 政彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目1番9号
【電話番号】	03-6452-4523 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 赤堀 政彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年9月28日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年9月28日

(2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件

提案の理由

オフィスフロアを集約し、業務の効率化を図るため、本店の所在地を変更するものです。

変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>第3条 (本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第4条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第34条～第37条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>附則</p> <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (本店の所在地に関する経過措置)</p> <p>現行定款第3条(本店の所在地)の変更は、2022年11月1日をもってその効力を生ずるものとし、本条は効力発生日経過後にこれを削除する。</p>

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
定款一部変更の 件	36,522	44	0	(注)	可決 99.87

(注)議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上